

水道について

【お問い合わせ先】 上下水道課 (☎ 358-0529)

■使い始めるとき

使い始める3業務日前までに「みやぎ電子申請サービスポータルトップ」より申請していただくか、上下水道課または各出張所窓口へご連絡ください。なお、開栓作業は平日のみ行っています。受付当日および休日の作業は行っていません(12月29日～1月3日は開・閉栓業務は行っていません)。

東向陽台地区については、仙台市の給水区域になりますので、仙台市水道局コールセンター(☎ 748-1111)へお問い合わせください。

■名義の変更について

相続等の理由により使用者の名義を変更したい場合は、名義変更届を提出してください。この場合料金の精算はされませんのでご注意ください。

料金を精算する場合は、給水使用中止届(前使用者提出)と給水使用開始届(新使用者提出)の2枚を提出していただくことになります。

■中止するとき

水道を止める3業務日前までに「みやぎ電子申請サービスポータルトップ」より申請していただくか、上下水道課または各出張所へお越しください(電話での受け付けは行っていません)。なお、閉栓作業は平日のみ行っており、受付当日および休日の作業は行っていません。

東向陽台地区については、仙台市の給水区域になりますので、仙台市水道局コールセンターへお問い合わせください。

上記の3つの手続きに関する各様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。様式に記入しFAX(358-9925)で申込を受け付けることも可能です。FAXを送信した場合、受信したかどうか確認(電話等でのご連絡)をお願いします。

上下水道料金のお支払いについて

【お問い合わせ先】 上下水道課 (☎ 358-0529)

上下水道料金の支払方法は納入通知書による方法と口座振替による方法があります。

納入通知書による方法とは、納入通知書の裏面に記載のある指定金融機関や東北六県のゆうちょ銀行・郵便局、市役所(会計課、上下水道課、各出張所)、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリで納入していただく方法です。

口座振替による方法とは、指定金融機関にある口座から引き落とすことによって納入していただく方法です。

口座振替を希望される方は手続きが必要となりますので、金融機関の窓口にて銀行届出印をお持ちいただき手続きをお願いいたします。

指定金融機関

七十七銀行 仙台銀行 荘内銀行
新みやぎ農業協同組合 仙台農業協同組合
古川信用組合 ゆうちょ銀行

対応するスマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い LINEPay 請求書払い PayB 支払秘書
※指定金融機関以外からの口座引落し・クレジットカード・電子マネーでの納入は富谷市では現在取り扱っておりません。

市民バスについて

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室 (☎ 358-3248)

■運行日

・月曜日～金曜日
土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は全便運休となります。

■運賃

対象	料金
大人(中学生以上)	100円
小人(小学生)	50円
・未就学児 ・70歳以上の方 ・障がいをお持ちの方(介助者の方1名含む) ・遠距離通学者(教育委員会が認めた小学生) ・運転免許証を返納した60歳以上の方	無料

※1 70歳になられる方、障がいをお持ちの方は、毎年3月下旬に無料乗車証を交付しています。

※2 遠距離通学者等の方は、教育委員会より、無料乗車証を交付します。

※3 運転免許証を返納した60歳以上の方は、お問い合わせください。

※4 料金は乗車1回の金額です。また、目的地に行くために異なる路線を乗り継ぐ方には、「市民バス乗継乗車券」を交付します。

	販売料金		取扱場所
	大人	小人	
回数乗車券 (50円×11枚綴り)	500円		市民バス車内 市役所総合窓口 各出張所 富谷中央公民館
定期乗車券			市役所総合窓口 各出張所 富谷中央公民館
1か月券	3,000円	1,500円	
3か月券	8,000円	4,000円	
6か月券	15,000円	7,500円	
乗継乗車券	無料		市民バス車内

※片道利用(下車地指定)の方は、定期乗車券の料金が半額となります。

■その他

- ・天候、交通事情などにより、停留所に遅れて到着したり、場合によっては、運行を中止することがあります。
- ・バス乗車中は、乗務員の指示に従ってください。
- ・バスの時刻表は、市民バス車内、市役所総合窓口、各出張所などに備え付けています。

デマンド(予約)型交通の運行について

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室 (☎ 358-3248)

市では、市内の公共交通空白地域を対象としたデマンド(予約)型交通の運行を実施しています。

利用方法や運行時刻等については、広報や市ホームページ等でお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

ペットについて

【お問い合わせ先】 生活環境課 (☎ 358-0515)

犬の飼い主は、飼い犬を登録（生涯1回）し、狂犬病予防注射（毎年1回）をしなければなりません。

■登録の手続き

犬を飼い始めたら生活環境課や各出張所で、犬の登録申請手続きを行ってください。また、引越しなどで住所が変更になった場合は「変更届」、犬が死んでしまったときは「死亡届」などの手続きが必要になります。

■注射の手続き

市では、年1回各地区を巡回し、狂犬病予防注射を実施しています。日程・場所等は、広報とみやでお知らせします。

なお、狂犬病予防注射は動物病院等でも受けられます。この場合、獣医師の発行する狂犬病予防注射済証を持参し、生活環境課や各出張所で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。また、次の動物病院では、犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の交付手続きもできます。

- ・いとう動物病院 (☎ 022-358-8259)
- ・明石台動物病院 (☎ 022-351-2330)
- ・オカリナ動物病院 (☎ 022-725-8998)
- ・くさか動物病院 (☎ 022-703-2117)

各手続きには手数料がかかる場合がありますので、所定料金を添え手続きしてください。

■飼えなくなった犬・猫の引き取り

何らかの事情により飼えなくなった場合は、塩釜保健所黒川支所で引き取りを行っています。詳しくはお問い合わせください。

- ・塩釜保健所黒川支所 (☎ 022-358-1111)

■飼い主には、マナーやルールを守る責務があります

- ・他人に迷惑をかけないように飼いましょう。
- ・犬を散歩させるときは、糞の回収を忘れずにしましょう。
- ・犬は係留（つないでおくこと）の義務が定められています。必ずつないで散歩しましょう。

■ペットが死んだとき

犬や猫などの小動物が死んだときは、市でも対応できますのでご相談ください。集合火葬となりますので、お骨をお返しすることはできません。お骨の引き取りを希望される方は、民間業者にご相談ください。

また、飼い犬が死んだ場合は、死亡届が必要となりますので、生活環境課や各出張所で手続きを行ってください。

- ・引き取り料金 1頭 5,000円
- ・引き取り方法 ダンボールに入れてください。業者が引き取りに伺います。
※土、日、祝日の引き取りは行っていません。



犬・猫のマイクロチップ装着について

「改正動物愛護法」が施行されペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者には、令和4年6月以降に取得した犬、猫へのマイクロチップ装着及び環境省の指定機関である日本獣医師会への情報登録が義務づけられました。

- これらの事業者から犬・猫を購入した場合には所有者の変更登録をし、所有者の情報を自分の名義に変更する必要があります。
- 新たに飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、飼い主情報の登録が必要となります。
- 変更及び登録は、「環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトより行えます。
- マイクロチップを装着し所有者情報を登録した犬については、従来行っていた市への飼い犬登録をしたとみなされるため、従来行っていた市への登録は不要となります。
- 現在、マイクロチップを装着していない犬及び猫の飼い主は、飼っている犬や猫にマイクロチップを装着するよう努力することが求められています。

し尿の汲み取りについて

【お問い合わせ先】 生活環境課 (☎ 358-0515)

市内の汲み取り式のトイレや仮設のトイレの汲み取りは、黒川衛生協業組合 (☎ 345-2521) へお問い合わせください。

なお、営業時間は8時から17時で、土・日・祝日・年末年始は休みとなっています。また、料金については申し込みの際、確認をお願いします。

危険ブロック塀等の除却費助成制度について

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

道路沿いに設置された高さ1m以上で危険性のあるブロック塀等の除却や除却後に生垣やフェンス等を設置する場合に費用の一部を助成します。

助成の上限は37万5,000円です。

工事を行う前に手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

住宅の地震対策について

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

平成23年3月11日の東日本大震災は、東日本広域に大きな被害を与えました。

富谷市では、地震に強い安全な街づくりを目指すため、昭和56年5月31日以前に着工した戸建木造住宅へ低料金で木造住宅耐震診断士を派遣します。

詳しくは、都市計画課や各出張所に置いている募集案内をご覧ください。

住宅・土地について

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

■家を建てる場合・増築する場合

家の新築や一定規模以上の増築等をする際には、工事を始める前に「建築確認申請書」を宮城県仙台土木事務所建築部または指定確認検査機関へ提出し、確認を受けなければなりません。

■市営住宅

入居者を募集する場合は、広報紙およびホームページでお知らせします。なお、申し込み等については都市計画課へお問い合わせください。

■地区計画の届出

地区計画を定めている区域内で、建築物や工作物の新築や増・改築または外構工事をするときには、工事を始める前に「地区計画の届出書」を都市計画課へ提出しなければなりません。

道路について

【お問い合わせ先】 都市整備課 (☎ 358-0525)

■道路の補修・整備の相談

道路に関する相談や補修の要望は、次のところへご連絡ください。

国道	国土交通省 仙台東国道維持出張所 管理係	☎ 246-4151
県道	宮城県 仙台土木事務所 道路建設第一班	☎ 297-4125
市道	富谷市役所 都市整備課	☎ 358-0525

■道路照明灯などが故障していたら

道路照明灯や防犯灯の故障や電球切れを見つけたときは、柱に貼ってある富谷市のシールの番号を都市整備課までお知らせください。

公園について

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

■成田西公園テニスコート

成田西公園には、テニスコート（ハードコート）が2面あり、有料でご利用いただけます。予約および申請の手続きは、都市計画課や各出張所で受付します。1面あたりの使用料は次のとおりです。

■使用料（市内在住の方の場合）

時間	料金
9時～12時	660円
13時～17時	880円
9時～17時	1,760円

農園について

【お問い合わせ先】 農林振興課 (☎ 358-0523)

■レクリエーション農園

小面積で農地を利用して野菜を育てるための貸農園があります。「ご案内と申込書」は、農林振興課窓口や各出張所にあります。

・利用できる人

市内に限らず市外の方でもご利用できます。

貸農園1区画の面積	5m×6mの30㎡
利用期間	4月～3月までの1年間（途中からも利用可）
利用料金	1区画5,000円（年間）

地場産品について

【お問い合わせ先】 農林振興課 (☎ 358-0523)

■野菜の直売

地元農家の方々が集まった「おんないん会」が、新鮮な野菜を直売しています。

	場所	開催時間（営業時間）
①	食品館イトー 仙台泉店 （ホームセンタームサシ仙台泉店内） 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9時30分～20時
②	ビックハウス富谷店 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9時～21時
③	デイリーポート新鮮館富谷店 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	

■ブルーベリー摘み取り農園

特産品のブルーベリーを「生」で食べられる摘み取り農園があります。

7月上旬～7月下旬（期間中無休）予定 10時～16時
※ただし、天候により開園期間や終了時期変更あり

☎ 358-2851（農園主：高橋敏雄） 富谷市明石祭田 85

料金 中学生以上1,000円、小学生500円、未就学児100円



相談について

■消費生活相談窓口 ※対面相談は要予約

悪質商法の被害や、欠陥の商品・製造物が原因での被害、多重債務でお困りの方の相談に消費生活相談員が対応します。お気軽にお尋ねください。

相談日 毎週月・木曜日（祝日、年末年始を除く。）
10時～12時、13時～16時

会場 市役所3階会議室

相談専用電話 ☎ 358-3190

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250

●宮城県消費生活センター

相談日 平日：9時～17時／土：9時～16時
（祝日・振替休日・年末年始を除く。）

会場 宮城県庁1階（仙台市青葉区本町3丁目8番1号）

相談専用電話 ☎ 022-261-5161

■人権・行政・生活相談 ※要予約

悩みごとや困りごとについて、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員、行政書士、司法書士がご相談をお受けします。

相談日 原則毎月第1、3水曜日

相談時間 10時～15時（1件あたり約45分）

会場 市役所3階会議室

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250
（福）富谷市社会福祉協議会 ☎ 358-3981

※行政相談委員、行政書士は第1水曜日のみ対応となります。
※司法書士は第3水曜日のみ対応となります。

●行政苦情110番 ☎ 0570-090110

相談日 月～金曜日 8時30分～17時30分（職員対応）
17時30分～翌8時30分（留守番電話対応）
土・日・祝日・年末年始（留守番電話対応）

FAX 022-262-7844 ※インターネット受付もあります。

■法律相談 ※要予約

富谷市民を対象に金銭、土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

相談日 原則毎月第2、4金曜日

相談時間 10時～14時30分（1人30分、年3回まで）

会場 市役所3階会議室

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250

■各種相談

●法的なトラブルにまつわる法律の制度や手続き、専門機関についての相談のほか、裁判費用の立替えについての相談にも応じています

●法テラス（☎ 0570-078374）

電話相談 平日 9時～21時／土曜日 9時～17時

※一定の要件に該当する場合は、無料の法律相談を行います。

●司法書士による登記・相続等の無料相談

●宮城県司法書士会（☎ 022-263-6755）

無料電話相談 月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）
13時30分～16時30分 ☎ 022-221-6870

無料面接相談 月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）
14時～16時（予約☎ 022-263-6755・受付平日9時～17時）

●犯罪被害に関する相談

●（公社）みやぎ被害者支援センター（☎ 022-301-7830）

電話相談 火曜日～金曜日 10時～16時

※緊急の場合は月曜日も相談可

●あらゆる悩みの電話相談

●仙台いのちの電話（☎ 022-718-4343）

※電話、インターネット相談にて、終日対応しています。

<https://www.inochinodenwa-net.jp/>

●交通事故相談

●宮城県庁交通事故相談室（☎ 022-211-2432）

相談日 月曜日～金曜日

相談時間 8時30分～16時45分

※弁護士による法律相談も対応しています。（要問い合わせ）

●外国人を取り巻く、生活・コミュニケーションなどに関する相談

●みやぎ外国人相談センター（☎ 022-275-9990）

相談日 月曜日～金曜日 9時～17時

対応言語 中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・ポルトガル語・英語・日本語など

※三者通話電話を利用しての外部スタッフによる対応になる場合もあります。

■相談窓口

●専門職による総合的窓口

地域包括支援センター	地域にある高齢者の総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がおり、介護・福祉・健康・医療などの相談に応じます。
富谷市保健福祉総合支援センター	●担当地区（市内全域） ●富谷市富谷桜田1-1 ☎ 022-348-1138
富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターいちい）	●担当地区（富ヶ丘・日吉台・鷹乃杜・杜乃橋） ●富谷市富ヶ丘2-10-15 ☎ 022-343-5920
東向陽台・成田圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターさくら）	●担当地区（東向陽台・明石台・成田・大清水・上桜木） ●富谷市成田1-5-7 特別養護老人ホームせせらぎの里内 ☎ 022-205-2571
富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターわかば）	●担当地区（富谷地区・ひより台・あけの平・とちの木・太子堂） ●富谷市富谷桜田1-11 特別養護老人ホーム杜の風内 ☎ 022-779-0633

●認知症に関する医療専門職による相談窓口

認知症専門相談	●対象 認知症に関する相談を希望する者（本人及び家族） ●内容 精神科・認知症専門医が来所もしくは訪問での相談に応じます。相談後、助言・指導を行い、必要時医療機関受診を勧めます。 ●問い合わせ先 富谷市保健福祉総合支援センター ☎ 022-348-1138
---------	--

●富谷市障がい者等相談支援窓口

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように助言アドバイスを行い、地域の支え合い（互助）とともに、障がい者自身の地域参加を促進するための助言を行う窓口です。

来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内

電話相談 022-358-3396